

[共同声明]

**日本政府と三菱重工業は、韓国最高裁判決を尊重し、
強制動員被害者の人権回復に直ちに乗り出せ!**

昨年11月29日、韓国最高裁は、三菱重工業広島機械製作所に強制動員された被害者たちと10代の幼い年齢に名古屋航空機製作所で強制労働をした女子勤労挺身隊被害者たちが三菱重工を被告に提起した損害賠償請求訴訟で、最終的に原告勝訴の判決を下した。延々20年以上にわたる法廷争いの末に得た貴重な成果であった。

しかし、最高裁の判決1年が過ぎた今、解決されたことは何もない。残念ながら、日本政府は、被告企業の判決履行を露骨に妨げることはもちろん、強制徴用の賠償判決を口実に韓国に対する輸出規制、白色国家除外措置を取った。司法府の判決を尊重し、履行すべき責任を放棄し、むしろ韓日間の対立を助長し、増幅させたのである。

昨年、韓国最高裁は、「違法な植民地支配・侵略戦争の遂行と直結されている反人道的不法行為に基づく慰謝料の請求権は、韓日請求権協定の対象に含まれなかった。」として、原告らの賠償請求権を認めた。

事実、これまで日本政府も個人の請求権が消滅していないことを認め、韓日請求権協定と個人請求権の問題は無関係だという立場を複数回明らかにしてきた。

日本の最高裁も、個人の実体的請求権は消滅しておらず、ただし喪失したのは訴訟を請求する権利にとどまったとしている。両国の司法府の判断は、原告らの請求権が韓日請求権協定の適用対象か否かという点では異なるが、個人の実体的な請求権が残ったという点では、共通している。

「韓日請求権協定ですべて終わったこと」という安倍政権の主張は、韓日請求権協定の意味に対する日本政府自らの繰り返された解釈に反ただけでなく、日本の最高裁判決にも反するものである。

事実、韓半島の植民地支配と反人道的不法行為の原初的責任は日本政府にあり、法的責任も日本政府と被告企業にあることを肝に銘じてほしい。日本政府こそ、これ以上国際法に違反せず、韓国最高裁判所の判決を尊重し、被告企業の判決履行を妨害してはならないのである。

被害者たちは、すでに90代の高齢である。三菱重工業広島機械製作所の原告5人は、最高裁の判決を聞く前に、すべて死亡しており、三菱勤労挺身隊最高裁勝訴判決の原告金中坤さんも終え、判決の履行を見ないまま、今年1月に亡くなってしまった。いつまで高齢の被害者たちを待たせるのか。

したがって、私たちは、日本政府と三菱重工が、今回の訴訟の原告らはもちろん、現在進行中の他の訴訟の原告ら、その他の訴訟を提起していない被害者たちのために、包括的で総合的な問題解決に乗り出すことを要求する。このため、日本政府と被告企業は、強制動員関連資料をすぐに公開して、原告以外の被害者にも謝罪と賠償措置に乗り出すべきである。

強制動員問題の正しい解決策は、被害者の声に耳を傾けることである。被害者たちは、過去74年間、変わらずに要求してきた。第一に、歴史的事実の認定とそれに対する心から謝罪をすること。第二に、賠償を含む被害回復措置を行うこと、第三に、被害者に対する追悼と、歴史的教育などを通じた再発防止の努力をすること。この三つの要求が反映されてこそ、真の解決になったと言えるのである。特に、強制動員問題を解決に向けた出発点ともいえる「歴史的事実を認定」と「謝罪」が最も重要である。

これと関連して、政界の一部で取り上げられている「寄付金」方式の解決案は、被害者の人格と尊厳を無視するものであり、決して受け入れることはできない。日本政府の明確な謝罪が伴わない金銭の支払いは、しっかりとした解決策ではないだけでなく、74年間の名誉回復闘争を展開してきた被害者らを侮辱することである。強調するが、歴史の定義に基づかない解決策は、解決策ではなく、別の葛藤の火種になることである。

強制徴用被害者を無視したまま、韓日間の未来はない。日本政府は責任を認めて謝罪すべきであり、被告企業が積極的に賠償に乗り出すよう役割を果たさなければならない。これは、被害者はもちろん、韓日間の発展との関係回復にも重要な分岐点になることである。韓国政府も、司法府の判決が正しく履行されるように、外交的責任を果たしてくれることをもう一度促す。

2019. 11. 27

三菱勤労挺身隊訴訟代理人 弁護士 イ・サンガプ(法務法人 共感)
弁護士 キム・ジョンヒ(法務法人 ジウム)

三菱広島徴用被害者訴訟代理人 弁護士 チェ・ボンテ(法務法人 サムイル)
弁護士 ギム・セウン(法務法人 ヘマル)

民族問題研究所
太平洋戦争被害者補償推進協議会
勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会